

国民健康保険制度 高齢受給者証の更新

■問い合わせ 保険医療課 ☎ 0561 (56) 0738

現在お持ちの高齢受給者証（70歳から74歳までの国民健康保険加入者に発行されます）の有効期限は、7月31日です。新しい高齢受給者証（白色）は、7月下旬に発送予定です。

※8月1日以降に医療機関などを受診する際は、必ず保険証と新しい高齢受給者証の2つを忘れずに提示してください。

▼有効期限切れの高齢受給者証は

8月1日以降に各自で処分するか、保険医療課窓口までご返却ください。

▼医療費の自己負担割合

平成29年中の所得および収入合計額と生年月日により異なります。

区分		自己負担の割合
現役並み所得のある人		3割
上記に該当しない人	昭和19年4月1日以前の生まれの人	1割
	昭和19年4月2日以降の生まれの人	2割

国民年金制度

保険料の減免申請／保険料の後納制度

●国民年金保険料の免除申請

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度をご利用ください。申請免除は、本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年度の所得に応じて審査があります。

なお、申請する年度または前年度に退職した人は、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付すれば、その人の所得審査が不要となる退職（失業）の特例があります。

▼持ち物

- ・個人番号カードまたは年金手帳
- ・印鑑
- ・雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明（退職（失業）の特例を受けたい人）

■問い合わせ

保険医療課 ☎ 0561 (56) 0738

●保険料の後納制度

過去5年分の国民年金保険料を納めることができる「5年の後納制度」が9月末に終了します。後納制度を利用することにより、年金額の増額や受給資格期間10年を確保することができる場合があります。

老齢基礎年金の受給者などは対象となりません。

■問い合わせ

年金加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004、昭和年金事務所お客様相談室 ☎ 052 (853) 1462

※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。